

令和 5 年 度
津 山 市 農 業 委 員 会
(5 月 定 例 会 議 事 録)

令和5年5月10日(水) 14時00分～

津山市役所 本庁舎2階 大会議室

津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数19名

出席委員(17名)

1. 長 森 健 樹	2. 井家上 淑子	3. 高 畑 亨	4. 齊 藤 主税
5. 仁 木 紹 祐	6. 尾 島 宏 明	8. 坂 本 弘 治	9. 筒 塩 清美
10. 寺 元 久 郎	11. 岡 田 成 子	12. 大 峪 毅	13. 吉 野 夏己
14. 高 山 一 英	15. 大 山 正 志	16. 植 本 幸 男	18. 太 田 裕 恭
19. 山 下 英 男			

欠席委員(2名)

7. 小島 仁太郎 17. 竹 内 隆 一

事務局(8名)

尾 埜 局 長	大 田 次 長	定 兼 主 任	上 谷 主 任	北 原 主 任
田 中 主 任	亀 澤 主 任	大 内 主 事		

議 事

議案第 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認について（委員会処分）

議案第 10 号 農地法第 4 条の規定による許可申請承認について（市長処分）

議案第 11 号 農地法第 5 条の規定による許可申請承認について（市長処分）

議案第 12 号 非農地証明願承認について

議案第 13 号 耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第 14 号 農用地利用集積計画の承認について

議案第 15 号 農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得及び配分）

議案第 16 号 津山農業振興地域整備計画変更に関する意見について

報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

報告第 3 号 農地改良届出書の受理について

その他

議 事 録

別 紙 の 通 り

(15:00~)

尾 埜 局 長

定刻が参りましたので、令和5年5月の津山市農業委員会定例会を始めます。
本日は、委員19名中17名のご出席を頂いており、全委員の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本会は成立いたします。

長 森 会 長

それでは、津山市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、以降の議事進行は、長森会長にお願いいたします。

皆様ご苦労様です。これから農業も本格化する時期ですが、毎年農作業中の事故が発生しているので、農作業中の事故にはくれぐれもご注意ください。

また、先月農業委員の申し合わせ事項ということで、高い倫理観をもって、公正に事務を執行するように確認を行いました。農業委員としての職務を再確認していただくために、再度お伝えいたします。

農業委員会は行政委員会のひとつであり、非常勤の特別公務員と位置づけられております。一般職員と同等の守秘義務や、法律遵守義務があります。特に金銭の授受など、一般市民が疑惑を招くような行動は厳に慎み、農業委員等の行動については、常に見られておりますので疑念を持たれることが無いように、よろしくお願いいたします。

太 田 委 員

それでは、先程開催された運営委員会の報告を太田委員よろしくお願いします。

先ほど開催されました第2回運営委員会について、本日の定例会についてなど、事務局から相談、報告等を受けております。個々の案件につきましては、その都度、事務局から説明があると思いますので、よろしくお願いします。

長 森 会 長

以上、運営委員会の報告とさせていただきます。

ありがとうございました。続きまして議事録署名人を指名させていただきます。

12番大埜委員、13番吉野委員よろしくお願いします。

事 務 局 (津 山)

それでは、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請承認について事務局から説明をお願いします。

議案の説明の前に取り下げが1件ありましたので、ご連絡いたします。

9ページの申請番号5-2についてですが、申請が取り下げられましたので、議案からの削除をお願いします。繰り返します。9ページの申請番号5-2の申請が取り下げられましたので、議案からの削除をお願いします。

それでは、議案第9号の説明をいたします。

今回、津山地区から13件、加茂地区から5件、勝北地区から6件、久米地区から3件、合計27件の申請です。議案書のページで申しますと、1ページから10ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1についてですが、妙原の82歳の女性から、同じく妙原の34歳会計年度任用職員の男性への、贈与による所有権移転です。

続きまして1-2についてですが、加茂町下津川の89歳の男性から、同じく加茂町下津川の58歳会社員の男性への、増反による所有権移転です。

続きまして1-3についてですが、高野本郷の49歳の男性から、近長の70歳農業の男性への、増反による所有権移転です。

続きまして1-4についてですが、檜の66歳の男性から、同じく檜の65歳農業の男性への、増反による所有権移転です。

続きまして1-5についてですが、奈良県大和高田市の79歳の男性から、高野本郷の86歳農業の男性への、増反による所有権移転です。

続きまして1-6についてですが、押入の75歳の男性から、林田の45歳会社役員の男性への、増反による所有権移転です。

続きまして1-7についてですが、福田の66歳の男性から、同じく福田の41歳農業の女性への、贈与による所有権移転です。

続きまして1-8についてですが、津山口の91歳の男性から、同じく津山口の56歳会社員の男性への、贈与による所有権移転です。

事務局（加茂）

続きまして1－9についてですが、勝田郡奈義町の51歳の男性から、田熊の52歳パートの女性への、贈与による所有権移転です。

続きまして1－10についてですが、兵庫県加古川市の76歳の男性から、金井の82歳農業の男性への、増反による所有権移転です。

続きまして1－11についてですが、加茂町公郷に事務所を置く農事組合法人から、香川県高松市に本店を置く株式会社への地上権設定です。これは、譲受人が営農型太陽光発電施設を譲渡人の農地の上部空間に設置するため、地上権を設定するものです。営農型太陽光発電施設とは、農地に簡易な構造で容易に撤去できる支柱を立てて、営農を適切に継続しながら上部空間に設置する太陽光発電設備等の発電施設となります。また、地上権設定の許可基準は、農地法第3条第2項ただし書きにおいて第2項各号の判断基準の審査は不要となっており、地上権設定後に当該申請地が適切に耕作できるかどうかはその基準となります。この案件につきましては、権利が設定される農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えております。

続きまして1－12についてですが、東一宮の28歳の女性から、同じく東一宮の33歳自営業の男性への、新規就農による所有権移転です。営農計画書と計画どおり営農に取り組む旨の誓約書の添付をうけております。また、委員より問題ない旨のご意見をいただいております。

続きまして1－13についてですが、美作市の73歳の女性から、西田辺の40歳農業士の女性への、増反による所有権移転です。

以上、津山地区の申請13件は全て、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

津山地区の説明は以上です。

続きまして、加茂地区の説明をいたします。

6ページから7ページまでをご覧ください。

まず、2－1、2－2、2－3、2－4、2－5の5件についてですが、申請内容が同一のため、一括して説明します。2－1から2－4についてですが、加茂町公郷に事務所を置く農事組合法人から、香川県高松市に本店を置く株式会社への地上権設定です。また2－5についてですが、加茂町公郷の67歳の男性から、岡山市北区に本店を置く株式会社への地上権設定です。これらは、譲受人が営農型太陽光発電施設を譲渡人の農地の上部空間に設置するため、地上権を設定するものです。これらの案件につきましては、権利が設定される農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えております。

以上、加茂地区の申請5件は、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

加茂地区の説明は以上です。

事務局（勝北）

続きまして、勝北地区の説明をいたします。

7ページから9ページまでをご覧ください。

まず、4－1、4－3、4－4、4－5、の4件についてですが、全て営農型太陽光発電施設設置の案件です。譲渡人及び譲受人が同一のため、一括して説明します。これらは、加茂町公郷に事務所を置く農事組合法人から、香川県高松市に本店を置く株式会社への地上権設定です。これらは、譲受人が営農型太陽光発電施設を譲渡人の農地の上部空間に設置するため、地上権を設定するものです。これらの案件につきましては、権利が設定される農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えております。

続きまして4－6についてですが、愛媛県四国中央市の72歳男性から、上野田の72歳無職の男性への増反による所有権移転です。

なお、4－2についてですが、譲受人が委員ご本であるため、後ほど説明しま

	す。
	以上、勝北地区の申請5件は、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。
事務局（久米）	勝北地区の説明は以上です。 続きまして、久米地区の説明をいたします。 5－1についてですが、東京都中央区の66歳の男性から、坪井下の75歳農業の男性への増反による所有権移転です。 続きまして5－3についてですが、久米郡美咲町に事務所を置く合同会社から、加茂町公郷に事務所を置く農事組合法人への、増反による所有権移転です。 続きまして5－4についてですが、桑下の75歳の男性から、同じく桑下の72歳農業の男性への、増反による所有権移転です。 以上、久米地区の申請3件は、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。 議案第9号の説明は以上です。
長 森 会 長	ありがとうございました。只今、事務局から説明がありました。申請番号4－2については譲受人が齊藤委員になりますので改めて採決します。それでは、4－2以外につきまして担当委員から意見をお願いします。
高 山 委 員	14番高山です。 1－1についてですが、4月29日に推進委員と現地確認を行いました。申請面積のうち大部分の農地については耕作管理ができており、5筆は果樹植栽や除草管理をされておりました。農地は適正に管理をされておりました。 1－2についてですが、推進委員と現地確認を行いました。三浦の申請地については、牛糞堆肥を撒いて耕起をされており耕作可能な状況でした。また加茂町下津川については竹内委員に確認したところ、適正に耕作できていることを確認しました。また、奥津川については齊藤委員に確認したところ、耕作はできていないが、適正に維持管理ができていると確認しております。
長 森 会 長	1番長森です。 小島委員がご欠席のため代わりに説明いたします。1－3から1－6についてですが、小島委員から問題ない旨の説明を受けております。
高 畑 委 員	3番高畑です。 1－7及び1－8についてですが、全ての農地を確認したところ適正に管理されていることを確認しております。
井 家 上 委 員	2番井家上です。 1－9についてですが、近所の方に耕作を依頼しており、今年も作付の用意ができています。 1－10についてですが、譲受人は適正に農地を管理されており、これからも管理をしていただけたと思います。
長 森 会 長	1番長森です。 1－11についてですが、特段問題ないと思います。
仁 木 委 員	5番仁木です。 1－12についてですが、自宅の隣地の農地を取得されるということで、今後とも管理されるものと思います。 1－13についてですが、譲受人のぶどう園と隣接する農地であり、今後しっかり管理をしていただけたと思います。
山 下 委 員	19番山下です。 2－1から2－4についてですが、営農型太陽光に関係する地上権設定ということで問題ないと思います。
寺 元 委 員	10番寺元です。

尾 島 委 員			2－5についてですが、営農型太陽光に係る地上権設定ということと、場所が中山間の山の奥で耕作が難しいということもあり、やむを得ないと思います。
			6番尾島です。
齊 藤 委 員			4－1についてですが、事務局の説明のとおり特に問題ありません。
			4番齊藤です。
岡 田 委 員			4－3から4－5についてですが、現地を確認したところ、近隣の農地とは段差があり、影響を受けにくい場所だと思います。
			11番岡田です。
植 本 委 員			4－6についてですが、今まで耕作されていた農地であり、下限面積が撤廃されて取得に至りました。特に問題ないと思います。
			16番植本です。
大 塚 委 員			5－1についてですが、譲受人は推進委員であり、適正に耕作されておりますので問題ないと思います。
			12番大塚です。
太 田 委 員			5－3についてですが、事務局の説明のとおり特に問題ありません。
			18番太田です。
長 森 会 長			5－4についてですが、増反による所有権移転ということで問題ないと考えております。
			ありがとうございます。事務局の説明並びに担当委員のご意見は申請番号4－2を除いてお聞きのとおりと思いますが、本案につきましてご質問、ご意見等ございますか。
長 森 会 長	*		ありません。
			ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。
長 森 会 長	*		ありません。
			異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。
長 森 会 長			それでは申請番号4－2について採決に移りますので、齊藤委員には一旦ご退席をお願いいたします。
			(齊藤委員退席)
長 森 会 長 事 務 局 (勝 北)			それでは申請番号4－2につきまして、事務局から説明をお願いします。
			それでは、4－2についてですが、岡山市北区の相続財産管理人から、市場の67歳の男性への増反による所有権移転です。
長 森 会 長			以上、勝北地区の申請1件は、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。
			議案第9号の説明は以上です。
長 森 会 長			それでは、担当委員から意見ををお願いします。
			6番尾島です。
長 森 会 長			4－2についてですが、齊藤委員は借地も含めて適正に管理をされており、問題ありません。
			ありがとうございます。事務局の説明並びに担当委員のご意見はお聞きのとおりと思いますが、本案につきましてご質問、ご意見等ございますか。
長 森 会 長	*		ありません。
			ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。
長 森 会 長	*		ありません。
			異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。
事 務 局 (津 山)			では齊藤委員ご入室ください。
			(齊藤委員着席)
事 務 局 (津 山)			それでは次に議案第10号農地法第4条の規定による許可申請承認について事務局から説明をお願いします。
			議案第10号の説明をいたします。今回、津山地区から1件の申請です。議

長 森 会 長
坂 本 委 員

長 森 会 長
*
長 森 会 長
*
長 森 会 長

事 務 局 (津 山)

案書のページは11ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1番・大谷の宅地、21㎡の件です。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、進入路です。転用事業者は、大谷にお住いの男性です。転用事業者は農地法を理解しないまま、南側の農地及び宅地への進入路として畑の一部を使用しており、今回、その是正のため申請を行うものです。転用にあたり、土地の形状を変えるような造成は行わないため、土砂が流出することは無いと考えます。また、雨水については自然浸透で対応するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。大谷町内会から差し支えない旨の同意書の提出を受けています。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

議案第10号の説明は以上です。

ありがとうございました。続きまして、地区担当委員からご意見をお願いします。

8番坂本です。

1-1についてですが、事務局の説明があったとおり、進入路として使用されていた箇所について適正な申請をされております。内容についても問題ないと思います。

只今、事務局並びに地区担当委員から説明がありましたが、ご質問等ありますか。

ありません。

ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。

ありません。

異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。

続きまして議案第11号農地法第5条の規定による許可申請承認について事務局から説明をお願いします。

それでは、議案第11号の説明をいたします。

今回、津山地区から所有権移転1件、賃貸借権設定1件、使用貸借権設定2件、加茂地区から賃貸借権設定5件、勝北地区から賃貸借権設定4件の合計13件の申請です。議案書のページは12ページから15ページです。

1-1番・勝部の田、2,787㎡、所有権移転についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、特定建築条件付売買予定地の建売住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高約7.8mの建売住宅8棟及び道路で、全体の建ぺい率は27.1%です。転用事業者は、北園町に本店を置く資本金の額1,800万円の株式会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分については、L型擁壁、又は法面を施工し、雨水については、敷地内に側溝を設け既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。勝部水利組合から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

1-2番・神戸の田、297㎡、使用貸借権設定についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高約4.8mの居宅1棟で、建ぺい率は27.8%です。転用事業者は、神戸にお住いの男性です。現在実家に住んでおりますが、出産などに伴い手狭となったため、実家の隣である申請地を借り受け、居宅を建てるため転用するものです。転用にあたり、境界付近は東・南側は既存のコンクリート構造物、北側は既存の水路があり、西側は隣接地と同じ高さであるため、土砂の流出の恐れは少ないと思われます。雨水については、敷地内に排水路及び沈殿槽を設け、北側の水路に接続し、生活雑排水については合併浄化槽で対応するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。神戸山根町内会から

差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

1－3番・上田邑の田、1,505㎡の内0.68㎡、畑、395㎡の内0.09㎡、賃貸借権設定の件についてです。なお、この案件は議案第9号の1－11番の関連議案となります。農地区分は、農用地区域内にある農地のため、農用地です。転用目的は、営農型太陽光発電施設設置のための支柱部分等についての一時転用で、転用期間は営農者が認定農業者であるため、令和5年6月1日から令和15年5月31日までです。転用事業者は、香川県高松市に本店を置く資本金の額1億円の株式会社で、主な事業は発電業です。転用にあたり、大きな造成を行わないため、土砂流出の恐れは少ないものと考えます。また、雨水については自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。土地改良区には未所属です。下部の農地における営農計画書及び営農への影響の見込み書などが添付されております。農用地区域内の農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「仮設工作物の設置その他の一時的な利用」に該当しており、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

1－4番・東一宮の田、451㎡、使用賃貸借権設定についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であるため、第3種と判断しています。転用目的は、一般住宅兼店舗用地等で、施設の概要は、木造平屋建て全高約4.9mの居宅兼店舗1棟、全高約3mの車庫及び露天駐車場で、建ぺい率は22.1%です。転用事業者は、東一宮にお住いの男性です。現在実家に住んでおりますが、絵画教室や予約制の整体施術所を開業することとなり、申請地を借り受け、居宅件店舗用地として転用するものです。転用にあたり、境界付近は北・西側はブロック擁壁を設け、南・東側は隣接地と同じ高さであるため、土砂の流出の恐れは少ないと思われます。雨水については、既存の排水路に排水し、生活雑排水については合併浄化槽で対応するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

津山地区の説明は以上です。

続きまして、加茂地区の説明をいたします。

2－1番から2－4番につきまして、渡人、受人及び転用目的等も同一であるため、一括して説明いたします。2－1番・加茂町青柳の田、844㎡の内0.50㎡、2－2番・同じく加茂町青柳の田・畑、1,409㎡の内0.71㎡、2－3番・同じく加茂町青柳の田、991㎡の内0.50㎡、2－4番・同じく加茂町青柳の田、1,677㎡の内0.65㎡、いずれも賃貸借権設定の件についてです。また、この4件については、先ほどの議案第9号と関連した申請となっています。農地区分は、農用地区域内にある農地のため農用地です。転用目的は、営農型太陽光発電施設設置のための支柱部分等についての一時転用で、転用期間は営農者が認定農業者であるため、令和5年6月1日から令和15年5月31日までです。転用事業者は、香川県高松市に本店を置く資本金の額1億円の株式会社で、主な事業は発電業です。転用にあたり、大きな造成を行わないため、土砂流出の恐れは少ないものと考えます。また、雨水については自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂町土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。また、下部の農地における営農計画書及び営農への影響の見込み書などが添付されております。農用地区域内の農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「仮設工作物の設置その他の一時的な利用」に該当しており、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、2－5番・加茂町檜井の田、1,254㎡の内0.43㎡、賃貸借権設定の件について、説明します。また、この件につきましては、先ほどの議案第9号と関連した申請となっています。農地区分は、農用地区域内にある農地のため農用地です。転用目的は、営農型太陽光発電施設設置のための支柱部分等についての一時転用で、転用期間は営農者が認定農業者のため、令和5年6月1日から令和15年5

事務局（勝北）

月31日までです。転用事業者は、岡山市北区に本店を置く資本金の額1万円の合同会社で、主な事業は発電業です。転用にあたり、大きな造成を行わないため、土砂流出の恐れは少ないものと考えます。また、雨水については自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂町土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。また、下部の農地における営農計画書及び営農への影響の見込み書などが添付されております。農用地区域内の農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「仮設工作物の設置その他の一時的な利用」に該当しており、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

加茂地区の説明は以上です。

続きまして、勝北地区の説明をいたします。

4-1番から4-4番につきまして、渡人、受人及び転用目的等も同一であるため、一括して説明いたします。

4-1番・西中の田、1,340㎡の内0.69㎡、4-2番・大吉の田、1,609㎡の内0.76㎡、4-3番・同じく大吉の田、1,639㎡の内0.71㎡、4-4番・同じく大吉の田、712㎡の内0.40㎡、いずれも賃貸借権設定の件についてです。また、この4件については、先ほどの議案第9号と関連した申請となっています。農地区分は、農用地区域内にある農地のため農用地です。転用目的は、営農型太陽光発電施設設置のための支柱部分等についての一時転用で、転用期間は営農者が認定農業者であるため、令和5年6月1日から令和15年5月31日までです。転用事業者は、香川県高松市に本店を置く資本金の額1億円の株式会社で、主な事業は発電業です。転用にあたり、大きな造成を行わないため、土砂流出の恐れは少ないものと考えます。また、雨水については自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。4-1番・4-2番・4-3番は土地改良区に未所属です。4-4番は勝北町土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。また、下部の農地における営農計画書及び営農への影響の見込み書などが添付されております。農用地区域内の農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「仮設工作物の設置その他の一時的な利用」に該当しており、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

議案第11号の説明は以上です。

長 森 会 長
大 山 委 員

ありがとうございました。続きまして、担当委員からご意見をお願いします。
15番大山です。

1-1についてですが、当該地域は住宅化が進んでおり、また譲渡人も高齢のため農業ができなくなり転用に至ったということです。町内会、水利組合の同意もいただいております。

高 畑 委 員

3番高畑です。

1-2についてですが、申請内容を実施していただければ特に問題が発生することはないと判断しております。

長 森 会 長

1番長森です。

1-3についてですが、営農型太陽光に関係する一時転用ということで、特に問題ないと思います。

仁 木 委 員

5番仁木です。

1-4についてですが、住宅街の中であり、田を有効に利用できないということでした。第3種農地であり、特に問題ありません。

山 下 委 員

19番山下です。

2-1から2-4についてですが、営農型太陽光に関係する一時転用ということで、特に問題ないと思います。

寺 元 委 員

10番寺元です。

2-5についてですが、営農型太陽光に関係する一時転用ということで、特に問題ないと思います。

尾	島	委	員	6 番尾島です。 4－1 についてですが、営農型太陽光に関係する一時転用ということで、特に問題ないと思います。
齊	藤	委	員	4 番齊藤です。 4－2 から 4－4 についてですが、営農型太陽光に関係する一時転用ということで、特に問題ないと思います。 地区担当者の会議を開催した際に出た意見ではありますが、勝北地域は広範囲に渡って風速 60 メートルの広戸風が吹く地域です。支柱及び太陽光パネルを設置する時には、暴風にも耐えうるような設計、二次被害にならないような設置をお願いしたいと思います。
長	森	会	長	事務局の説明並びに担当委員のご意見はお聞きのとおりと思いますが、本案につきましてご質問、ご意見等ございますか。
		*		ありません。
長	森	会	長	ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。
		*		ありません。
長	森	会	長	異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。 続いて議案第 12 号非農地証明願承認について、筆頭者から説明をお願いします。
大	山	委	員	15 番大山です。 1－1 についてですが、父親が平成元年頃に倉庫を建ててしまったということです。その他宅地 2 筆については父親が亡くなってから作付をしていない状態であり、非農地申請があったものです。 1－2 についてですが、背丈以上の笹が繁茂し、急傾斜であるため農地として使用できるものではありません。残りは居宅を建てられており、致し方ないと思います。
長	森	会	長	1 番長森です。 1－3 と 1－4 についてですが、小島委員がご欠席のため代わりに説明します。既に農地として利用しておらず、致し方ないと思います。
坂	本	委	員	8 番坂本です。 1－5 についてですが、隣接している道路から自宅への進入路として使用されてきたということで、致し方ないと思います。
齊	藤	委	員	4 番齊藤です。 4－1 についてですが、先代が宅地化したものであり、致し方ないと思います。
長	森	会	長	筆頭者の説明はお聞きのとおりですが、本案について何かご質問やご意見はございますか。
		*		ありません。
長	森	会	長	ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。
		*		ありません。
長	森	会	長	異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。 続きまして、議案第 13 号耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について、筆頭者から説明をお願いします。
高	山	委	員	14 番高山です。 1－1 及び 1－2 についてですが、1－1 の所有者は県外在住者であり、津山市に帰って農地を管理する状況ではありません。また 1－2 の所有者は高齢であり、農業ができない状態であり、山林原野化したものになります。
長	森	会	長	1 番長森です。 小島委員がご欠席のため代わりにご説明します。1－3 ですが、原野化しており復旧見込みもないということで報告を受けております。
高	畑	委	員	3 番高畑です。 1－4 についてですが、所有者は市外に在住しており、現況は面積が狭小な農地

			に雑草や雑木が繁茂しており、他の利用もできないため致し方ないと判断しております。
齊	藤	委 員	4 番齊藤です。
			4－1 についてですが、現地確認を行いました、笹が川から農地へ広がってきており、所有者が体調を崩されて耕作ができない状態が続いた結果、原野化してしまったということです。
植	本	委 員	1 6 番植本です。
			5－1 についてですが、池の水際にある農地で、原野化してしまい耕作するのは難しいと判断しております。
長	森	会 長	ありがとうございました。只今、筆頭者の委員の方から説明がありましたが、本案につきまして何かご質問やご意見はございますか。
	*		ありません。
長	森	会 長	ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。
	*		ありません。
長	森	会 長	異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。
			続きまして、議案第 1 4 号農用地利用集積計画の承認について、事務局から説明をお願いします。
事	務	局	議案第 1 4 号農用地利用集積計画の承認について、説明いたします。
			議案書のページは、2 0 ページから 2 6 ページです。2 0 ページに集計表を載せております。今回の利用集積計画は、貸借権によるものが津山地区 1 1 件、加茂地区 6 件、阿波地区 4 件、勝北地区 1 0 件、久米地区 9 件の合計 4 0 件です。以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えられます。
			議案第 1 4 号の説明は以上です。
長	森	会 長	議案の説明は只今、お聞きいただいた通りでございます。本案につきまして何かご質問やご意見はございますか。
	*		ありません。
長	森	会 長	ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。
	*		ありません。
長	森	会 長	異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。
			続きまして、議案第 1 5 号農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得及び配分）、事務局から説明をお願いします。
事	務	局	議案第 1 5 号農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得及び配分）、を説明いたします。議案書のページは、2 7 ページから 2 9 ページです。2 7 ページに集計表を載せております。今回の利用集積計画は、津山地区 4 件、勝北地区 1 件、久米地区 2 件の合計 7 件です。以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えられます。
			議案第 1 5 号の説明は以上です。
長	森	会 長	議案の説明は只今、お聞きいただいた通りでございます。本案につきまして何かご質問やご意見はございますか。
	*		ありません。
長	森	会 長	ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。
	*		ありません。
長	森	会 長	異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。
			続きまして、議案第 1 6 号津山農業振興地域整備計画変更に関する意見について、事務局から説明をお願いします。
事	務	局	それでは、議案第 1 6 号の説明をいたします。議案書のページは、3 0 ページから 3 6 ページです。
			この件につきましては、津山市が農業振興地域整備計画を変更するにあたり、次

長 森 会 長
*
長 森 会 長
*

に掲げる、農振編入１５件、除外１４件、用途変更１件の合計３０件について、当委員会に対し意見を求めるものです。参考として３６ページ下段に、農用地区域からの除外の基準について農振法第１３条第２項で定められた６要件を記載しておりますので、簡単に説明させていただきます。

- １ 利用することについて必要、適当な面積で代替える適当な土地がないこと。
- ２ 農業経営基盤強化促進法第１９条第１項に規定する地域計画の達成に支障がないこと
- ３ 集団的農地の効率的な営農に支障がないこと。
- ４ 農地の集積や集団化に支障がないこと。
- ５ 水路等の土地改良施設の機能に支障がないこと。
- ６ 圃場整備等の土地改良工事が終わった翌年度から８年経過していること。

となっております。この６つを全て満たしているということが除外の要件となっております。昨年度までこの除外要件は５つでしたが、農業経営基盤強化促進法の改正により、令和５年４月１日から２番目の要件「地域計画の達成に支障がないこと」が加わりました。この要件に関しましては、現時点では該当するものはなく、津山市における地域計画の策定後に、対応していくことを申し添えます。今回の３０件につきましては、この６要件に関して問題ないものと考えており、変更もやむを得ないものと考えております。

それでは説明に移ります。

まず、編入の１５件についてですが、これらは全て、中山間地域等直接支払制度に取り組むために編入するものです。

続きまして、除外について説明いたします。まず、除外１～６、８、１１～１３についてですが、除外後の農地区分は第１種と判断しております。第１種の例外許可規定である『集落に接続して設置される施設』に該当し、集団性等に支障をきたす位置でなく、代替地もないとのことであり、問題ないものと考えております。

続きまして、除外１０についてですが、第１種の例外許可規定である『既存施設の拡張』に該当し、集団性等に支障をきたす位置でもなく、代替地もないとのことであり、問題ないものと考えております。

続きまして、除外７については、錯誤により除外されていなかったため、農用地区域から除外するものです。

続きまして、除外９については土地改良事業等の受益地でなく、周辺の状況から除外後の農地区分は第２種と判断しており集団性等に支障をきたす位置でなく、代替地もないとのことであり、問題ないものと考えております。

全て、転用の例外許可規定等に該当するため、問題ないものと考えております。また、県民局とも現地を確認し、問題ないとの意見をいただいております。

除外１４についてですが、農業委員会において以前に農地に該当しないと判断されたものであり、一括して農振除外するものです。

続きまして、用途変更について説明いたします。

転用事業者が自身の営農規模の拡大に伴い、自宅と自作農地に近い当該農地に農業用倉庫を建てるために用途変更をするもので、問題ないと考えております。

議案第１６号の説明は以上です。

議案の説明は只今、お聞きいただいた通りでございます。本案につきまして何かご質問やご意見はございますか。

ありません。

ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。

ありません。

長	森	会	長	異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。
事	務	局		続きまして、報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について事務局から説明をお願いします。
				報告第2号について説明します。議案書のページは37ページから40ページです。
				今回は、相続によるものが6件39筆となっております。また、届出があった農地のうち現況が無断転用または、雑草繁茂だったものにつきましては、適正な手続きまたは管理をするよう通知しております。
				その他詳細は議案書のとおりです。
				報告第2号の説明は以上です。
長	森	会	長	続きまして、報告第3号農地改良届出書の受理について事務局から説明をお願いします。
事	務	局		それでは、報告第3号の説明をいたします。
				議案書のページで申しますと、41ページです。今回は、津山地区から1件です。
				1-1番につきまして、高野山西の田、288㎡について、作業効率を高めるため、隣接地（525番1）と同じ高さに田面を嵩上げするものです。
				報告第3号の説明は以上です。
長	森	会	長	議事はここで終わりましたが、委員の皆様から何か審議が必要な事案はありますか。
				ありません。
長	森	会	長	ないようですので事務局から次回の開催について説明をお願いします。
事	務	局		次回の定例会の日程等について連絡させていただきます。
				次回、6月の定例委員会ですが、令和5年6月12日月曜日午後2時より、市役所本庁舎2階202会議室で行います。繰り返し申し上げます。次回、6月の定例委員会ですが、令和5年6月12日月曜日午後2時より、市役所本庁舎2階202会議室で行います。運営委員会は、午後1時30分から農業委員会室で行いますので、運営委員さんにおかれましては、市役所本庁舎4階農業委員会室に午後1時30分までにお越しください。また、農業委員の皆様におかれましては、風邪の症状などの体調不良の場合は、参加の自粛いただくとともに健康管理の徹底をお願いいたします。
長	森	会	長	ありがとうございました。それではこれを持ちまして定例会の審議を終了いたします。

（14：40終了）

上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するために確認し、署名する。

会 長 長 森 健 樹

署 名 委 員
